

## 店頭外国為替証拠金取引説明書（個人・法人のお客様共通）

旧	新（改定事項）
<b>はじめに</b>	<b>はじめに</b>
<p>店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p>
<b>目次</b>	<b>目次</b>
<p>第1章 リスクについて                      1-1. 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引のリスク等重要事項について .....3                      1-2. 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引における主なリスク .....4</p> <p>第2章 お取引について                      2-1. 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引の手続きについて .....19                      2-2. 店頭通貨オプション取引におけるオフセット注文について .....22                      2-3. 本人確認書類の提出 .....23                      2-4. 本人確認書類の提出 .....23                      2-5. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 .....24</p> <p>第3章 その他                      3-1. 信託保管について .....27                      3-2. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語 .....28                      3-3. 当社の概要 .....32</p>	<p>第1章 リスクについて                      1-1. 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について .....3                      1-2. 店頭外国為替証拠金取引における主なリスク .....4</p> <p>第2章 お取引について                      2-1. FX取引ルール .....7                      2-2. 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて .....18                      2-3. 本人確認書類およびマイナンバーの提出 .....21                      2-4. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 .....24</p> <p>第3章 その他                      3-1. 信託保管について .....25                      3-2. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語 .....26                      3-3. 当社の概要 .....32</p>
<p>本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第2号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引および同項第4号に規定する取引に該当する通貨に係る店頭通貨オプション取引について説明します。</p>	<p>本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第2号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。</p>
<b>1-2. 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引における主なリスク</b>	<b>1-2. 店頭外国為替証拠金取引における主なリスク</b>
<b>(1) 価格変動リスク</b>	<b>(1) 価格変動リスク</b>
<p>(1) 価格変動リスク                      為替相場は24時間常に変動しており、店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引は価格変動リスクを伴います。ある通貨を対価として、その通貨以外の通貨を売買する取引を指しますが、値幅制限もなく為替相場は、短期間で大きく変動する場合もあり、変動によっては為替差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託された額を超える可能性もあります。</p>	<p>(1) 価格変動リスク                      為替相場は24時間常に変動しており、外国為替取引は価格変動リスクを伴います。ある通貨を対価として、その通貨以外の通貨を売買する取引を指しますが、値幅制限もなく短期間で大きく変動する場合もあり、変動によっては為替差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託された額を超える可能性もあります。</p>
<b>(4) 取引証拠金・スワップポイント・取引手数料・オプション料の変更リスク</b>	<b>(4) 取引証拠金・スワップポイント・取引手数料の変更リスク</b>
<p>取引証拠金・スワップポイント・取引手数料・オプション料は為替相場の状況、各国の金利政策の動向等により、お客様に事前に通知することなく変更致します。</p>	<p>取引証拠金・スワップポイント・取引手数料は為替相場の状況、各国の金利政策の動向等により、お客様に事前に通知することなく変更致します。</p>

<p><b>(6) OTC (相対取引) リスク</b></p>	<p><b>(6) OTC (相対取引) リスク</b></p>
<p>店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引はお客様と当社とのOTC(相対取引)であり、当社の信用状況によっては損失を被る危険性があります。また、当社が提示する為替レート(またはオプション料)は他の情報(テレビやインターネット等)とは同一ではなく、不利な価格で成立する可能性もあります。</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引はお客様と当社とのOTC(相対取引)であり、当社の信用状況によっては損失を被る危険性があります。また、当社が提示する為替レートは他の情報(テレビやインターネット等)とは同一ではなく、不利な価格で成立する可能性もあります。</p>
<p><b>(7) カバー取引リスク</b></p>	<p><b>(7) カバー取引リスク</b></p>
<p>店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引では、お客様からの注文をインターバンク市場にてカバー取引を行っております。その為、何らかの事情によりカバー先においてカバー取引ができない状況になった場合、お客様の取引が不可能または制限される可能性があります。</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引では、お客様からの注文をインターバンク市場にてカバー取引を行っております。その為、何らかの事情によりカバー先においてカバー取引ができない状況になった場合、お客様の取引が不可能または制限される可能性があります。</p>
<p><b>(13) 個人情報に関するリスク</b></p>	<p><b>(13) 個人情報に関するリスク</b></p>
<p>店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引を利用するにあたり使用するログインID・パスワード等の個人情報が窃盗・盗聴等により第三者に漏れた場合、その第三者がお客様の個人情報を悪用することによりお客様が損失を被る可能性があります。</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引を利用するにあたり使用するログインID・パスワード等の個人情報が窃盗・盗聴等により第三者に漏れた場合、その第三者がお客様の個人情報を悪用することによりお客様が損失を被る可能性があります。</p>
<p><b>(15) 関連法規の変更リスク</b></p>	<p><b>(15) 関連法規の変更リスク</b></p>
<p>店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引に係る関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。 (1)～(15)のリスクは、店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引における主なリスクについて記載したのですが、これらが全てのリスクとは限りません</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引に係る関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。 (1)～(15)のリスクは、店頭外国為替証拠金取引における主なリスクについて記載したのですが、これらが全てのリスクとは限りません</p>
<p><b>第2章 お取引について</b></p>	<p><b>第2章 お取引について</b></p>
<p>当社の提供する店頭外国為替証拠金取引(以下、FX取引)とは、証拠金を預託することにより、銀行間での外国為替直物取引の商慣行である通常2営業日後に実行される受渡し期日を、決済取引を行わない場合には繰り延べすることで、決済するまでポジションの継続を可能にした取引をいいます。また、オフセット注文をお選びいただく場合、取引開始時にオプション料をお支払い頂き、FX取引と同時に店頭通貨オプション取引を締結することにより、FX取引において為替差損が発生したときには、決済時にオプション権が行使され、為替差損と同額で相殺されることによって、損失を限定することができます。</p>	<p>当社の提供する店頭外国為替証拠金取引(以下、FX取引)とは、証拠金を預託することにより、銀行間での外国為替直物取引の商慣行である通常2営業日後に実行される受渡し期日を、決済取引を行わない場合には繰り延べすることで、決済するまでポジションの継続を可能にした取引をいいます。</p>
<p><b>ルール2 利用時間</b></p>	<p><b>ルール2 利用時間</b></p>
<p>※FX取引及びオフセット注文の利用時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p>	<p>※FX取引の利用時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p>
<p><b>ルール4 サービス停止(メンテナンス)時間</b></p>	<p><b>ルール4 サービス停止(メンテナンス)時間</b></p>
<p>※FX取引及びオフセット注文のサービス停止時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p>	<p>※FX取引のサービス停止時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p>
<p><b>ルール5 取引対象通貨</b></p>	<p><b>ルール5 取引対象通貨</b></p>
<p>FX取引では米ドル・加ドル・ユーロ・英ポンド・スイスフラン・豪ドル・ニュージードル・円等主要各国通貨の組合せにより取引ができます。取引対象通貨についてはホームページ上の「外為オンライン取引要綱詳細」を参照ください。オフセット注文は、USD/JPY、EUR/JPY、GBP/JPY、AUD/JPYで取引ができます。</p>	<p>FX取引では米ドル・加ドル・ユーロ・英ポンド・スイスフラン・豪ドル・ニュージードル・円等主要各国通貨の組合せにより取引ができます。取引対象通貨についてはホームページ上の「外為オンライン取引要綱詳細」を参照ください。</p>
<p><b>ルール6 取引単位</b></p>	<p><b>ルール6 取引単位</b></p>
<p>※オフセット注文は10,000通貨毎となります。</p>	<p>(削除)</p>

<b>ルール15 注文形態</b>	
※オフセット注文は新規注文約定時にオプション料が発生いたします。	(削除)
<b>ルール16 オフセット注文</b>	
オフセット注文は、お客様の行うFX取引について、決済時に為替差損が発生した場合、当社がお客様に対し当該為替差損相当額の金銭を支払う義務が発生するよう条件設定されたオプション取引をFX取引と同時に行うことで、お客様に損失(オプション料を除く)を発生させない効果を生じさせる注文形態です。オフセット注文においては、決済期限までの間の為替相場の変動に関わりなく、お客様のお支払いは取引開始時のオプション料のみに限定されます。オフセット注文は、FX取引とオプション取引の組み合わせで構成されています。オフセット注文を希望される場合、オフセット注文におけるFX取引成立と同時に、FX取引を原資産とするオプション取引を締結していただきます。この際、注文時に提示されるオプション料をお客様の口座資産から徴収させて頂きます。オフセット注文におけるオプション取引は、売却や解約はできません。また、当該FX取引の決済時において為替差損が発生していた場合にはオプション権が自動的に行使され、当該為替差損と相殺されます。当該FX取引の決済時において為替差益が発生していた場合にはオプション権は行使されません。なお、オフセット注文におけるFX取引のポジションは、決済期限までの間いつでも決済することが可能ですが、期限まで保持されていた場合は期限での時価によって自動的に決済されるものとします。 ※オフセット注文におけるオプション取引の詳細については、「店頭通貨オプション取引におけるオフセット注文について」(P.22)をご参照ください。	(削除)
<b>ルール18 注文の有効期限</b>	<b>ルール17 注文の有効期限</b>
成行注文以外(オフセット注文を除く)の注文では、注文受付に際し有効期限の指示をしていただけます。有効期限は、当日限り・無期限・指定期限の3パターンです。 ■ 当日限り…ニューヨーククローズ時間まで有効(メンテナンス時間帯は約定されません) ■ 無期限…取消を行うまで有効 ■ 指定期限…指定された時刻まで有効 オフセット注文では、注文受付に際し決済期限の指示をしていただけます。決済期限は、1週間・1か月の2パターンです。1週間後・1か月後の決済期限日時は、注文受付時に取引画面に表示します。決済期限時刻は、15:00となります。(米国サマータイム適用による変動はありません)	成行注文では、注文受付に際し有効期限の指示をしていただけます。有効期限は、当日限り・無期限・指定期限の3パターンです。 ■ 当日限り…ニューヨーククローズ時間まで有効(メンテナンス時間帯は約定されません) ■ 無期限…取消を行うまで有効 ■ 指定期限…指定された時刻まで有効
	<b>ルール26 注文の執行(法人口座はルール26 注文の執行)</b>
(新設)	(1) 成行注文(クイックトレード) 当注文は、お客様が取引画面にて発注ボタンをクリックした時点において、当該画面に表示されている価格を注文価格として発注されます。お客様の注文を当社で受注した時の配信価格が、お客様の注文価格と一致するかお客様に有利な価格であった場合、当該注文価格で約定します。 (省略) <u>当注文において、お客様が発注し注文の執行が開始された後、注文の約定が完了されるまでの間に相場の急変等によって有効証拠金がロスカット値を下回った場合は、当注文での約定ではなく、ロスカット注文の約定が優先されます。</u> (2) 指値注文 当注文は、お客様が注文価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以上、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以下になった時点で、当該注文価格を以て約定します。 (省略) <u>当注文において、注文執行条件に達し注文の執行が開始された後、注文の約定が完了されるまでの間に相場の急変等によって有効証拠金がロスカット値を下回った場合は、当注文での約定ではなく、ロスカット注文の約定が優先されます。</u> (3) 逆指値注文 当注文は、お客様があらかじめ執行の条件となる価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上になった時点で、当該配信価格で約定します。そのため実際の約定価格は、お客様の指定した価格に比べて不利になる場合があります。 (省略) <u>当注文において、注文執行条件に達し注文の執行が開始された後、注文の約定が完了されるまでの間に相場の急変等によって有効証拠金がロスカット値を下回った場合は、当注文での約定ではなく、ロスカット注文の約定が優先されます。</u>

ルール28 i サイクル注文	ルール28 i サイクル注文
(新設)	(8)トレンド方式の場合、ご利用いただける口座数を制限させていただく場合があります、ご選択いただいた注文設定が登録できないことがあります。 (9)トレンド方式で登録いただいたiサイクル注文では、トレンド転換が発生した場合、既に約定済ポジションは全て決済されます。また、未約定の注文は全て取り消しされます。 (10)トレンド方式で登録いただいたiサイクル注文では、トレンド転換が発生した場合、売買区分を変更しサイクル注文を再開しますが、有効証拠金が不足する場合にはiサイクル注文の再開は行われません。
<b>2-2. 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引の手続きについて</b>	<b>2-2. 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて</b>
(1) 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引口座の設定 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引の開始にあたっては、あらかじめ当社にFX取引口座開設申込書・個人情報の提供に関する同意書を差し入れ、店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示いただけます。	(1) 店頭外国為替証拠金取引口座の設定 店頭外国為替証拠金取引の開始にあたっては、あらかじめ当社にFX取引口座開設申込書・個人情報の提供に関する同意書を差し入れ、店頭外国為替証拠金取引口座を設定していただけます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示いただけます。
2. 新規注文の指示 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、インターネットを通じ各種端末において次の事項を正確に当社に指示して下さい。 ① 取引通貨ペア ② 売付取引又は買付取引の別 ③ 注文数量 ④ 価格(指値、成行等) ⑤ 注文の有効期間 ⑥ その他顧客の指示のよることとされている事項 ⑦ 取引期限(オフセット注文)	2. 新規注文の指示 店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、インターネットを通じ各種端末において次の事項を正確に当社に指示して下さい。 ① 取引通貨ペア ② 売付取引又は買付取引の別 ③ 注文数量 ④ 価格(指値、成行等) ⑤ 注文の有効期間 ⑥ その他顧客の指示のよることとされている事項
3. 電磁的方法による書面の交付 お客様が電子交付等を利用できる書面等は、金融商品取引法等により電子交付等が認められている書面を含む次の各号に掲げる書面等とします。 (1) 取引システム ① 約定取引明細(契約締結時交付書面) ② 注文履歴明細 ③ 入出金明細 ④ スワップ明細表 ⑤ 金融商品取引年間報告書 ⑥ 金融商品取引報告書 ⑦ 月間取引報告書(未決済ポジションの部、入出金明細の部、取引明細の部) ⑧ 証拠金残高・未決済ポジション状況 ⑨ 重要な内容の変更の通知 ⑩ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書 ⑪ 店頭外国為替証拠金取引および、店頭通貨オプション取引に関する確認書	3.電磁的方法による書面の交付 お客様が電子交付等を利用できる書面等は、金融商品取引法等により電子交付等が認められている書面を含む次の各号に掲げる書面等とします。 (4) 取引システム ① 約定取引明細(契約締結時交付書面) ② 注文履歴明細 ③ 入出金明細 ④ スワップ明細表 ⑤ 金融商品取引年間報告書 ⑥ 金融商品取引報告書 ⑦ 月間取引報告書(未決済ポジションの部、入出金明細の部、取引明細の部) ⑧ 証拠金残高・未決済ポジション状況 ⑨ 重要な内容の変更の通知 ⑩ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書
(2) ホームページ ① 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引約款・規定集(契約締結前交付書面) ② 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引説明書(契約締結前交付書面)	(2) ホームページ ① 店頭外国為替証拠金取引約款・規定集(契約締結前交付書面) ② 店頭外国為替証拠金取引説明書(契約締結前交付書面)
<b>2-3. 店頭通貨オプション取引におけるオフセット注文について</b>	
1. オプション取引とは 一般的にオプション取引とは、①予め定められた期日に(何時に)②特定の商品を(何を)③予め定められた価格で(幾らで)売買する「権利」を取引することです。たとえば、「ドル/円で一年後に今のレートでドルを10,000通貨買う権利」を買うといった取引は、オプション取引と呼ばれます。1年後にドルが必要で、現在のレートが100円とし1年後に110円まで値上がりすると予想した場合、今100円でドルを買うことが合理的な判断となります。しかし、そうすると予想が外れ1年後に90円となってしまうと、本来90円で買ったものを既に100円で買ってしまったということとなり、ドルの値下がり分を享受することができなくなります。このような時、「1年後に100円でドルを買う権利」というオプションを買っておくと、1年後110円になっていたら、この権利を行使して100円でドルを買うことができますし、90円になっていたら、この権利を行使せずに市場で90円でドルを買うのが合理的です。オプションを買うときにはオプション料が発生しますが、権利を買うということは自分にとって不利になれば権利を行使しなければよいので、オプションの買い手にとって損失はオプション料の支払いのみに限定されます。	(削除)

<p>2. 店頭通貨オプション取引におけるオフセット注文について</p> <p>オフセット注文は、お客様の行うFX取引について、決済時に為替差損が発生した場合、当社がお客様に対し当該為替差損相当額の金銭を支払う義務が発生するよう条件設定されたオプション取引をFX取引と同時に行うことで、お客様に損失(オプション料を除く)を発生させない効果を生じさせる注文形態です。オフセット注文においては、決済期限までの間の為替相場の変動に関わりなく、お客様のお支払いは取引開始時のオプション料のみに限定されます。オフセット注文におけるオプションは、「当該FX取引において決済時に為替差損が発生した場合、お客様は当該為替差損相当額の金銭を受け取ることができ、為替差益が発生した場合、お客様は当該為替差益相当額の金銭を支払うという権利」です。お客様は、オフセット注文の決済期限までの間、いつでも当該FX取引のポジションを決済することができ、為替差損が発生した場合は、当該オプションを自動的に行使し損益を相殺することとし、為替差益が発生した場合は、オプションの行使はしないものとします。その結果として、オフセット注文では取引における損失は発生せず、為替差益はお客様の利益として口座資産に反映されるため、オフセット注文でのお客様の支払いは、オプション料のみに限定されます。</p> <p>※ オプション料は当該FX取引の新規約定時に口座資産から徴収されます。</p> <p>※ 決済期限において当該FX取引のポジションを保有していた場合は、東京時間15時に当該FXポジションを自動的に決済するものとし、決済時のオプションの行使については、期限前決済と同等の扱いとなります。</p> <p>※ 店頭通貨オプション取引におけるオフセット注文については、いかなる時点においても売却はできないものとし、購入いただいたオプションは行使されるか、期限において失効するものとなります。</p> <p>※ オフセット注文におけるFX取引の決済は、ロスカット、証拠金規制による強制決済も含まれます。</p> <p>※ オフセット注文のオプション料は注文毎に注文画面に表示されます。</p>	<p>(削除)</p>
	<p>平成29年3月20日改定</p>

# 店頭外国為替証拠金取引約款・規定集（個人・法人のお客様共通）

旧	新（改定事項）
<p><b>目次</b></p> <p>1. 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引約款 …… 3                  2. 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引規定 …… 15</p>	<p><b>目次</b></p> <p>1. 店頭外国為替証拠金取引約款 …… 3                  2. 店頭外国為替証拠金取引規定 …… 13</p>
<p><b>店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引約款（契約約款）</b></p> <p>この契約約款（以下「本約款」という。）は、契約者本人（以下「お客様」という。）が、株式会社外為オンライン（以下「当社」という。）との間で行う「店頭外国為替証拠金取引」（以下「本FX取引」という。）および「店頭通貨オプション取引」を併せて行う取引（以下「オフセット注文」という。）（以下、「本FX取引」と「オフセット注文」を総称して「本取引」という。）に関する権利・義務関係を明確にするための取決めである。お客様が、本約款・「店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引規定」（以下「取引規定」という。）、別紙の「店頭外国為替証拠金取引・店頭通貨オプション取引説明書」（以下「取引説明書」という。）を十分理解し、それぞれに規定したルールに従って取引を行うことを同意された場合のみ、当社はお客様との取引を行うものとする。お客様は、本約款第2条第2項に定義する本FX取引およびオフセット注文の特徴、取引の仕組み等取引に関する内容を十分把握し、お客様の判断と責任において本取引を行うものとする。ついては、当社に本取引口座を設定するに際し、金融商品取引法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途、「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」および「店頭通貨オプション取引に関する確認書」を差し入れる、または電磁的方法により、その内容を同意するものとする。</p>	<p><b>店頭外国為替証拠金取引約款（契約約款）</b></p> <p>この契約約款（以下「本約款」という。）は、契約者本人（以下「お客様」という。）が、株式会社外為オンライン（以下「当社」という。）との間で行う「店頭外国為替証拠金取引」（以下「本取引」という。）に関する権利・義務関係を明確にするための取決めである。お客様が、本約款・取引規定、別紙の「店頭外国為替証拠金取引説明書」（以下「取引説明書」という。）を十分理解し、それぞれに規定したルールに従って取引を行うことを同意された場合のみ、当社はお客様との取引を行うものとする。お客様は、当社から説明を受けた、本約款第2条第1項に定義する本取引の特徴、取引の仕組み等取引に関する内容を十分把握し、お客様の判断と責任において本取引を行うものとする。ついては、当社に本取引口座を設定するに際し、金融商品取引法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途、「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」（以下「確認書」という。）を差し入れる、または電磁的方法により、その内容を同意するものとする。</p>
<p><b>第2条 取引対象及び決済方法</b></p> <p>1 お客様が当社と行う本FX取引は、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第2号に規定する取引であること。また、オフセット注文は、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第4号に規定する取引であること。                  2 お客様が当社と行う本FX取引の形態は、相対取引（店頭取引）であり、インターネットを利用したオンライン取引により行うこと。                  3 お客様が当社と行う本FX取引の決済は、反対売買による差金決済で行うこと。                  4 差金決済による金銭の授受は日本円にて行うこと。                  5 お客様が取引した本FX取引の建玉は、取扱時間内において、お客様の意思で決済することができること。但し下記の場合においては、当社がお客様の意思に関係なくこれを決済することができること。                  (1) 第13条第1項または第2項に該当する場合において期限の利益を喪失した場合。（期限の利益の喪失）                  (2) 第14条第6項に該当する場合。（ロスカット）                  (3) 第14条第7項に該当する場合。（証拠金規制による強制決済）                  (4) 第8条第4号に該当する場合。（オプション期限到来時の自動決済）</p>	<p><b>第2条 取引対象及び決済方法</b></p> <p>1 お客様が当社と行う本FX取引は、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第2号に規定する取引であること。                  2 お客様が当社と行う本取引の形態は、相対取引（店頭取引）であり、インターネットを利用したオンライン取引により行うこと。                  3 お客様が当社と行う本FX取引の決済は、反対売買による差金決済で行うこと。                  4 差金決済による金銭の授受は日本円にて行うこと。                  5 お客様が取引した本FX取引の建玉は、取扱時間内において、お客様の意思で決済することができること。但し下記の場合においては、当社がお客様の意思に関係なくこれを決済することができること。                  (1) 第13条第1項または第2項に該当する場合において期限の利益を喪失した場合。（期限の利益の喪失）                  (2) 第13条第6項に該当する場合。（ロスカット）                  (3) 第13条第7項に該当する場合。（証拠金規制による強制決済）                  (4) iサイクル注文トレンド方式においてトレンドが転換した場合。</p>
<p><b>第8条 オフセット注文</b></p> <p>オフセット注文については、次の各号に定めるところによること。                  (1) オフセット注文においては、本FX取引の新規約定と同時に、当社の定めた条件のオプションを購入すること。                  (2) 購入したオプションの売却はできないこと。                  (3) オフセット注文の本FX取引建玉を決済したとき、為替差損が発生していた場合は自動的にオプションが行使されること。                  (4) 決済期限にオフセット注文の本FX取引建玉を保有していた場合は、東京時間15時に自動的に決済すること。</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p>
<p><b>第28条 本約款の変更</b></p> <p>1 『店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引約款・規定集』、『店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引説明書』および『個人情報の提供に関する同意書』『店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引に関する確認書』（以下、「本約款等」という。）は法令等の変更、監督官庁の指示、その他当社の必要が生じたときは改訂することができること。</p>	<p><b>第27条 本約款の変更</b></p> <p>1 『店頭外国為替証拠金取引約款・規定集』、『店頭外国為替証拠金取引説明書』および『個人情報の提供に関する同意書』（以下、「本約款等」という。）は法令等の変更、監督官庁の指示、その他当社の必要が生じたときは改訂することができること。</p>

店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引規定	店頭外国為替証拠金取引規定
<p>お客様が株式会社外為オンライン(以下「当社」という。)の「店頭外国為替証拠金取引」(以下「FX取引」という。)および「店頭外国為替証拠金取引」および「店頭通貨オプション取引」を併せて行う取引(以下「オフセット注文」という。)(以下、「FX取引」と「オフセット注文」を総称して「本取引」という。)を行うに際して、基本的な取決めである「店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引約款」(以下「契約約款」という。)の補足的細則として本取引規定を定める。</p>	<p>お客様が株式会社外為オンライン(以下「当社」という。)の「店頭外国為替証拠金取引」(以下「FX取引」という。)を行うに際して、基本的な取決めである「店頭外国為替証拠金取引約款」(以下「契約約款」という。)の補足的細則である「取引規定」を定める。</p>
第1条 FX取引の利用	第1条 FX取引の利用
<p>①お客様がFX取引に係る契約約款・取引規定・「店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引説明書」(以下「取引説明書」という。))その他事前に交付された全ての書類を熟読し、内容を十分に理解の上、合意し、当社指定の書式に必要事項を記載した上で本FX取引の申込みを行い、当社における所定の審査手続を経て承諾された場合。</p>	<p>①お客様がFX取引に係る契約約款・取引規定・「店頭外国為替証拠金取引説明書」(以下「取引説明書」という。))その他事前に交付された全ての書類を熟読し、内容を十分に理解の上、合意し、当社指定の書式に必要事項を記載した上でFX取引の申込みを行い、当社における所定の審査手続を経て承諾された場合。</p>
	<p>平成29年3月20日改定</p>